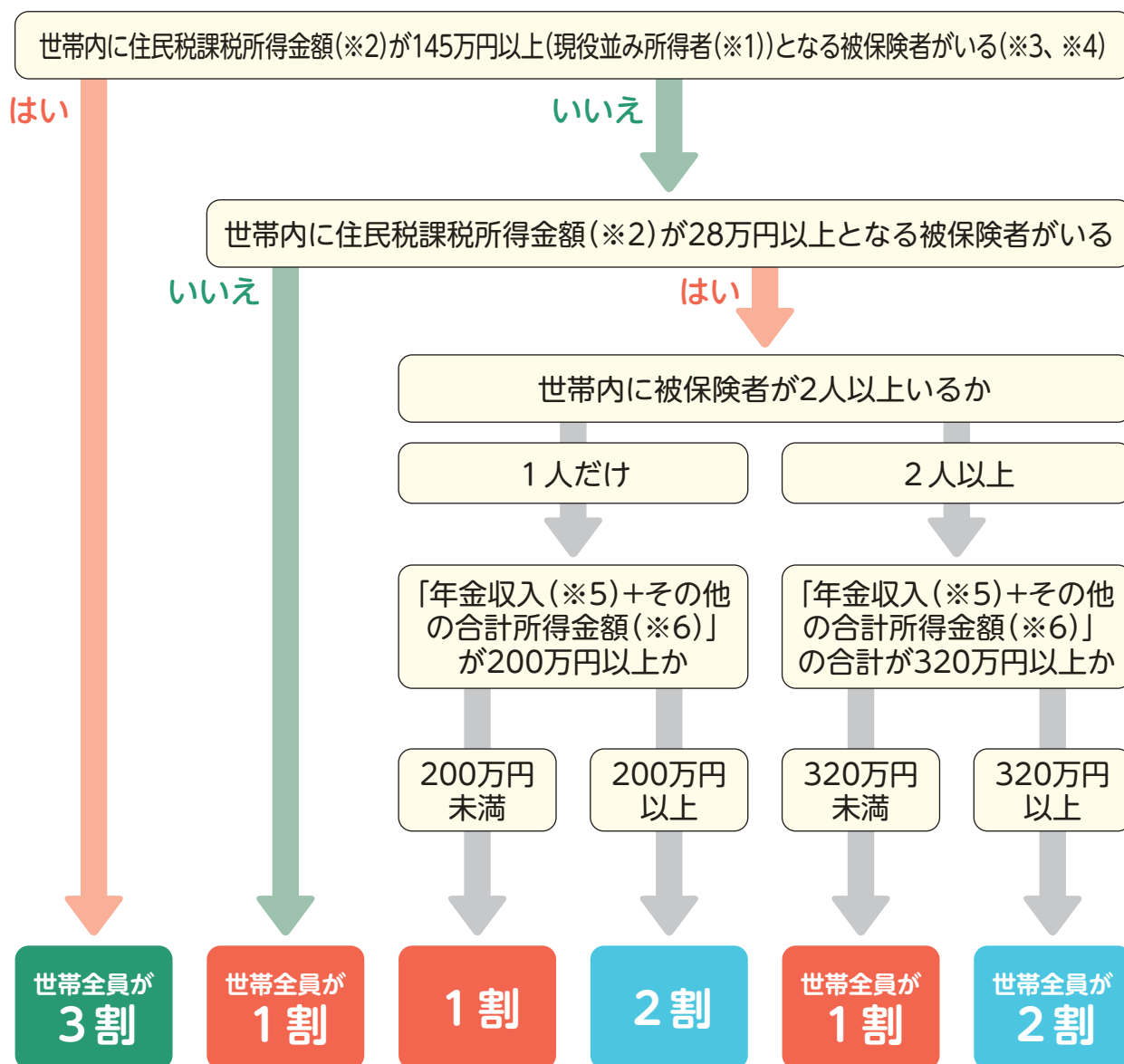


● 一部負担金の割合の判定方法(令和4年10月1日から)

前年の住民税課税所得金額(※2)や年金収入等をもとに、世帯単位で判定します。



※1・2は、3ページを参照してください。

※3 昭和20年1月2日以降生まれの被保険者および同一世帯の被保険者については、住民税課税所得金額が145万円以上であっても、「賦課のもととなる所得金額(総所得金額および山林所得金額並びに株式・長期(短期)譲渡所得金額等の合計から地方税法に定める基礎控除額を控除した額)」の合計額が210万円以下であれば、現役並み所得者の対象外となり、「いいえ」に進みます。

※4 所得税法上の収入金額が以下の条件を満たす場合は、住民税課税所得金額が145万円以上であっても、住民税の収入判定により現役並み所得者の対象外となり、「いいえ」に進みます。

■後期高齢者医療制度の被保険者が1人の場合
⇒383万円未満(世帯内に70~74歳の方がいる場合は収入合計額が520万円未満)

■後期高齢者医療制度の被保険者が2人以上いる場合
⇒収入合計額が520万円未満

※5 「年金収入」には遺族年金や障害年金は含みません。

※6 「その他の合計所得金額」とは、事業収入や給与収入等から、必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額のことです。